

大阪樟蔭女子大学学則

第1章 総則

第1条 本学は、広く一般学科に関する知識を授けると共に、深く専門の学術技芸を教授研究して知性を磨き女性としての豊かな情操と高き品性を養成するをもって目的とする。

2 各学部、学科毎の教育研究上の目的は、第2条に定める通りとする。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価を行うための項目・体制については、別にこれを定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、学校教育法第109条第2項の政令で定める期間ごとに認証評価を受けるものとする。

第2章 学部及び学科等の組織

第2条 本学は、大阪樟蔭女子大学と称し、下記の学部及び学科並びに専攻を置く。

学部	学科	専攻	教育研究上の目的
学芸学部			人文系の国文学科、国際英語学科、心理学科と生活環境系のライフプランニング学科、化粧ファッション学科の5学科で構成し、学士課程基幹教育に加えて、それぞれに特色ある専門分野の学習を通じて、広い視野と深い教養をもった人材を育成することを目的とする。
	国文学科	—	日本の言語・文学に関する幅広い知識を教授することにより、日本文化に対する造詣を深め、豊かな情操を涵養し、言語運用能力を養成する。日本文化を継承・発展させ発信する能力を以って、異文化間の交流を視野に入れつつ、社会で活躍できる人材の育成を目的とする。
	国際英語学科	—	国際語としての英語の役割を認識し、国際理解に貢献する高度で実践的な英語運用力の育成を図るとともに、英米文化圏に限定することなく、多文化社会に適応できる、広い視野と深い教養をもった人材を育成することを目的とする。特に、自国の言語・文化を国際的な視点から客観的に捉えることができる分析力と、それを世界に向けて発信する豊かな表現力・実践力を身につけた国際人を養成する。
	心理学科	—	人の行動とそのもとにある心の働きに関する専門知識と技能を身につけ、人と社会に関わる総合的な能力を備えた人材の育成を目的とする。
	ライフプランニング学科	—	現代に生きる女性がその人生において経験するライフ・イベントに主体的に対処していくために必要な知識と技能を養い、家庭と職場の双方において活躍できるバランス感覚の優れた人材の育成を目的とする。また、日々の暮らしを真の意味で豊かにする食に関する先進的な知識と技能を身につけ、食の伝統と文化を理解した上で自らの暮らしに役立て、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
化粧ファッション学科	—	服飾・化粧を中心に、よそおいに関する幅広い専門的知識や技能、豊かな感性を養い、ファッション関連産業で活躍し得る人材の育成を目的とする。	

児童教育 学部			子どもを様々な角度から見つめることができ、教育、文化、福祉、保健、心理等に関する専門的知識及び技能を兼ね備えた子どもの専門家として、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
	児童教育学科	—	子どもを様々な角度から見つめることができ、教育、文化、福祉、保健、心理等に関する専門的知識及び技能を兼ね備えた子どもの専門家として、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
健康栄養 学部			健康をキーワードに、医療を中心とした現場で栄養教育や指導ができる管理栄養士の育成、ならびに、食を中心とした正しい健康情報を広く国民に教育指導できる人材の育成を目的とする。
	健康栄養学科	管理栄養士 専攻	栄養ケア・マネジメントに関する教育研究を通して、栄養ケア・マネジメントの基礎理論と基本技術の確実な習得のもとに、基本的な栄養管理に関する実践能力を有した管理栄養士の育成を行うことにより、地域社会の保健・医療・福祉サービスの発展と向上に寄与する。
		食物栄養 専攻	食品、調理、栄養などの「食」に関する教育研究を通して、人々の健康な暮らしを支える専門知識と技術の確実な習得のもとに、食に関するさまざまな分野で活躍する人材の育成を行うことにより、地域社会の健康の保持・増進に寄与する。

2 本学の学芸学部化粧ファッション学科に美容師養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

第2条の2 本学に、大学院を置く。

2 第40条の2（大学協議会）を除き、大学院に関する学則その他の規定は、別に定める。

第3章 教育課程

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し体系的に編成するものとする。

2 教育課程における用語の意味は、次の通りとする。

- (1) A 講義
- (2) B 演習
- (3) C 実験、実習又は実技
- (4) D 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用
- (5) 必 卒業必修科目
- (6) 教 教職関係必修科目
- (7) 国 教職関係（国語）必修科目
- (8) 《家庭》 教職関係（家庭）必修科目
- (9) 書 教職関係（書道）必修科目
- (10) 幼 幼稚園教職関係必修科目
- (11) 小 小学校教職関係必修科目
- (12) 中 中学校教職関係必修科目
- (13) 《栄教》 栄養教諭教職関係必修科目
- (14) 博 学芸員関係必修科目
- (15) 社 社会教育主事関係必修科目
- (16) 司 司書関係必修科目
- (17) 司教 司書教諭関係必修科目
- (18) 学司 学校司書関係必修科目
- (19) 日 日本語教員関係必修科目
(別表中の(日)は選択必修科目)
- (20) 栄 栄養士関係必修科目
- (21) 管 管理栄養士関係必修科目

- (22) フ フードスペシャリスト関係必修科目
(別表中の(フ)は選択必修科目)
 - (23) 衣1 衣料管理士1級関係必修科目
(別表中の(衣1)は選択必修科目)
 - (24) 衣2 衣料管理士2級関係必修科目
(別表中の(衣2)は選択必修科目)
 - (25) 保 保育士関係必修科目
 - (26) 精 精神保健福祉士関係必修科目
(別表中の(精)は選択必修科目)
 - (27) 公 公認心理師関係必修科目
 - (28) Sc スクールソーシャルワーカー関係必修科目
 - (29) 留 留学生卒業必修科目
 - (30) 健留 健康栄養学科留学生卒業必修科目
- 3 単位数は、卒業に必要な単位として認められる最大単位数を示すとともに、必修科目、選択必修科目にあつては必要最低履修単位数を示す。
- 4 授業科目は、別表(1)(学芸学部)、別表(2)(児童教育学部)、別表(3)(健康栄養学部)の通りとする。

第3条の2 学生の多様な興味・目的に応じた幅広い学びを促すことを目的に副専攻を編成する。

- 2 副専攻は、学部及び学科又は専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題について、授業科目を体系的に配置するものとする。
- 3 副専攻の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

第4章 履修方法、試験、卒業及び学位

第4条 修業年限を4年、最長在学年限を8年とする。ただし、編入学、転入学および再入学の場合の最長在学年限は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えないものとする。

- 2 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行なうものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行なうことができる。

第5条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

- 2 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮し、単位数を定める。

第6条 本学学芸学部を卒業するためには、必修科目の単位を含み、最低次の単位を修得しなければならない。

学士課程基幹教育科目	所属学科専攻科目	合計
32 単位以上	62 単位以上	124 単位以上

- 2 次の各号に定める授業科目について単位を修得した場合、合わせて30単位を超えない範囲で、学士課程基幹教育科目の単位として計算する。
 - (1) 所属学科以外の学科(他学部の学科を含む)の専攻科目で、別に定める授業科目
 - (2) 教職に関する科目
 - (3) 学芸員、社会教育主事、司書・司書教諭・学校司書に関する科目
 - (4) 日本語教育に関する科目
- 3 次表に定める「他学部他学科等の専攻科目」欄記載の授業科目について修得した単位については、第2項にかかわらず、第1項に定める「所属学科専攻科目」の単位とみなす。

所属学科	他学部他学科等の専攻科目（開設学科）
ライフプランニング学科	被服構成学実習（学芸学部化粧ファッション学科）
	調理学実習（健康栄養学部健康栄養学科）
化粧ファッション学科	調理学実習（健康栄養学部健康栄養学科）

4 ライフプランニング学科、化粧ファッション学科の学生で中学校・高等学校の教育職員免許状の取得を希望するものは、所属学科の区分に従い前項に定める「他学部他学科等の専攻科目」欄記載の科目の単位を修得しなければならない。

5 3年次に進級するためには、2年次末において卒業要件にかかる科目の単位を49単位以上修得し、かつGPA値が0.5以上でなければならない。

第6条の2 本学児童教育学部を卒業するためには、必修科目の単位を含み、最低次の単位を修得しなければならない。

学士課程基幹教育科目	所属学科専攻科目	合計
18単位以上	76単位以上	124単位以上

2 次の各号に定める授業科目について単位を修得した場合、合わせて14単位を超えない範囲で、学士課程基幹教育科目の単位として計算する。

(1) 所属学科以外の学科(他学部の学科を含む)の専攻科目で、別に定める授業科目

(2) 学芸員、社会教育主事、司書・司書教諭・学校司書に関する科目

(3) 日本語教育に関する科目

3 3年次に進級するためには、2年次末において卒業要件にかかる科目の単位を49単位以上修得し、かつGPA値が0.5以上でなければならない。

第6条の3 本学健康栄養学部を卒業するためには、必修科目の単位を含み、最低次の単位を修得しなければならない。

(健康栄養学科管理栄養士専攻)

学士課程基幹教育科目	所属学科専攻科目	合計
18単位以上	70単位以上	124単位以上

(健康栄養学科食物栄養専攻)

学士課程基幹教育科目	所属学科専攻科目	合計
18単位以上	62単位以上	124単位以上

2 次の各号に定める授業科目について単位を修得した場合、合わせて30単位を超えない範囲で、学士課程基幹教育科目の単位として計算する。

(1) 所属学科以外の学科(他学部の学科を含む)の専攻科目で、別に定める授業科目

(2) 教職に関する科目

(3) 学芸員、社会教育主事、司書・司書教諭・学校司書に関する科目

(4) 日本語教育に関する科目

3 次表に定める「他学部他学科等の専攻科目」欄記載の授業科目について修得した単位については、第2項にかかわらず、第1項に定める「所属学科専攻科目」の単位とみなす。

所属学科	他学部他学科等の専攻科目（開設学科）
健康栄養学科 食物栄養専攻	被服構成学実習（学芸学部化粧ファッション学科）

4 健康栄養学科食物栄養専攻の学生で中学校・高等学校の教育職員免許状の取得を希望するものは、所属学科の区分に従い前項に定める「他学部他学科等の専攻科目」欄記載の科目の単位を修得しなければならない。

5 3年次に進級するためには、2年次末において卒業要件にかかる科目の単位を49単位以上修得し、かつGPA値が0.5以上でなければならない。

第6条の4 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、別に定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、次の各号に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることがある。

(1) 短期大学の専攻科における学修

(2) 高等専門学校の専攻科における学修

(3) その他文部科学大臣が別に定める学修

3 前項により与える単位数は、第1項により修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6条の5 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることがある。

3 第1項により修得したものとみなし、又は前項により与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第6条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようにするため、卒業要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 前項の登録に関する手続等は別に定める。

第7条 削除（平成4年3月10日）

第8条 授業科目の履修修了の認定は、試験および平常の成績による。試験は、学期内にその履修した科目について筆記、口述、論文等の方法によって行なう。

2 成績の評価は次の基準による。

	素点	グレード	成績評価基準
合格	100～90	S	到達目標を超えて優れた成績を修めている
	89～80	A	到達目標を十分に達成している
	79～70	B	到達目標を概ね達成している
	69～60	C	到達目標を最低限達成している
不合格	59～0	D	到達目標を達成していない
合格	合格	P	到達目標を達成している
不合格	不合格	F	到達目標を達成していない
合格	認定	Q	

成績の評価には、上記の他に下記の評価が含まれる。

素点	グレード
評価無	N
履修中止	W

第9条 削除（平成4年3月10日）

第10条 本学に4年以上在学し、所属学部の区分に従い第6条若しくは第6条の2又は第6条の3に定める単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 前項により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第10条の2 副専攻の所定の単位を修得し、その学習成果の認定を受けた者については、前条の学士の学位と併せて副専攻修了証書を授与する。

第5章 教職に関する科目

第11条 本学に教職に関する科目を置く。

第12条 教職に関する科目を下記の通りとする。

【教職に関する科目】（数字は単位数）

（中・高関係）（ただし、児童教育学部児童教育学科の専攻科目は除く）

教職概論	A 2	教
教育原理A	A 2	教
教育原理B	A 2	教
教育心理学	A 2	教
特別支援教育	A 2	教

教育社会学	A 2	教
教育課程論	A 2	教
教育方法論	A 2	教
国語科教科教育法	A 8	教
書道科教科教育法	A 4	教
英語科教科教育法	A 8	教
家庭科教科教育法	A 8	教
道徳の理論及び指導法	A 2	教
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	A 2	教
生徒・進路指導論	A 2	教
教育相談論	A 2	教
教職実践演習（中・高）	B 2	教
教育実習	C 4	教（中・高免履修者）
教育実習	C 2	教（高免履修者）
教育実習指導	A 1	教
介護等の体験	C 1	教 }（中学校一種免のみ）
介護等の体験の事前指導	A 1	
同和教育の研究	A 2	
（栄養教諭関係）		
教職概論	A 2	《栄教》
教育原理 A	A 2	《栄教》
教育原理 B	A 2	《栄教》
教育心理学	A 2	《栄教》
特別支援教育	A 2	《栄教》
教育社会学	A 2	《栄教》
教育課程論	A 2	《栄教》
教育方法論	A 2	《栄教》
道徳の理論及び指導法	A 2	《栄教》
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	A 2	《栄教》
生徒指導の理論・方法	A 2	《栄教》
教育相談論	A 2	《栄教》
教職実践演習（栄養教諭）	B 2	《栄教》
栄養教育実習 ^{（事前事後の指導）} _{（1単位を含む）}	C 2	《栄教》
同和教育の研究	A 2	

第 13 条 教員免許状を取得するためには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 取得することのできる教員免許状は、次の通りである。

学芸学部

所属学科	専攻	免許教科	免許状の種類
国文学科	—	国語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		書道	高等学校教諭一種免許状
国際英語学科	—	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
ライフプランニング学科	—	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
化粧ファッション学科	—	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状

児童教育学部

所属学科	専攻	免許教科	免許状の種類
児童教育学科	—	—	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
		英語	中学校教諭一種免許状

健康栄養学部

所属学科	専攻	免許教科	免許状の種類
健康栄養学科	管理栄養士専攻	—	栄養教諭一種免許状
	食物栄養専攻	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		—	栄養教諭二種免許状

第5章の2 学芸員に関する科目

第13条の2 本学に学芸員に関する科目を置く。

第13条の3 学芸員に関する科目を下記の通りとし、定められた学科の区分に従い履修するものとする。

【学芸員に関する科目】（数字は単位数）

区分A（省令科目）

生涯学習概論Ⅰ	A 2	博
博物館概論	A 2	博
博物館経営論	A 2	博
博物館資料論	A 2	博
博物館資料保存論	A 2	博
博物館展示論	A 2	博
博物館教育論	A 2	博
博物館情報・メディア論	A 2	博
博物館実習Ⅰ	C 2	博
博物館実習Ⅱ	C 1	博
博物館実習Ⅲ	C 1	博

区分B（関連科目）

古典文学史	A 2	} 分野A（文化史）
近現代文学史	A 2	
日本文学概論	A 2	
大阪・上方のことば文化	A 2	
上方文化入門	A 2	
日本文化論	A 2	
世界遺産論	A 2	
異文化理解論	A 2	
服飾文化論	A 2	
ファッションの歴史A	A 2	
化粧の歴史A	A 2	
現代女性論	A 2	
児童教育学概論	A 2	
中国書道史	A 2	
日本書道史	A 2	
染織史	A 2	
デザイン史	A 2	

化粧品概論	A 2	}	分野C (民俗学)
化粧品文化論	A 2		
顔学概論	A 2		
被服構成学 I	A 2		
被服構成学 II	A 2		
現代社会論	A 2		
基礎統計学	A 2		
社会調査の方法	A 2		
社会調査概説	A 2		
心理学研究法	A 2		
心理学統計法	A 2		
児童心理学	A 2		
幼児理解	A 2		
生物学	A 2	}	分野D (生物)
微生物学	A 2		
化学	A 2	}	分野E (化学)
食品学	A 2		
被服材料学A (繊維学)	A 2		
被服整理学	A 2		

*関連科目については、分野A～Eの2分野にわたり8単位必修

第13条の4 学芸員の資格を取得するためには、本学を卒業し、博物館法・博物館法施行規則の定めるところに従い、学芸員に関する科目の単位を修得しなければならない。

第5章の3 社会教育主事に関する科目

第13条の5 本学に社会教育主事に関する科目を置く。

第13条の6 社会教育主事に関する科目を下記の通りとする。

【社会教育主事に関する科目】 (数字は単位数)

生涯学習概論 I	A 2	社	}	中1単位社
生涯学習概論 II	A 2	社		
生涯学習支援論 I	A 2	社		
生涯学習支援論 II	A 2	社		
社会教育経営論 I	A 2	社		
社会教育経営論 II	A 2	社		
社会教育実習 A	C 1	社		
社会教育演習	B 1	}		
社会教育課題研究	B 1			
社会教育実習 B	C 2	社		
女性のライフサイクル	A 2	}		
ジェンダーを考える	A 2			
情報と社会	A 2			
日本の食と文化	A 2			
地域課題とボランティア活動	A 2			
子育てを考える	A 2			
グローバル化する社会	A 2			
心のしくみ	A 2			
心の健康	A 2			
対人関係の心理学	A 2			
現代に生きる女性たち	A 2			

現代モード論	A 2	} 中 8 単位社
国際社会と平和	A 2	
歴史の読み方	A 2	
美しい地球を創る	A 2	
博物館概論	A 2	
博物館情報・メディア論	A 2	
図書館概論	A 2	
図書館サービス概論	A 2	
児童サービス論	A 2	
日本文化論	A 2	
教育原理A	A 2	
教育心理学	A 2	
同和教育の研究	A 2	
日本語学概論	A 2	
著作権概説	A 2	
日本語学	A 2	
学習・言語心理学	A 2	
教育・学校心理学	A 2	
発達心理学	A 2	
現代社会論	A 2	
現代女性論	A 2	
服飾文化論	A 2	
教育原理	A 2	
人権・同和教育の研究	A 2	

第 13 条の 7 社会教育主事となる資格を取得するためには、本学を卒業し、かつ社会教育法・社会教育主事講習等規程の定めるところに従い、社会教育主事に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の科目の単位を修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

第 6 章 司書・司書教諭・学校司書に関する科目

第 14 条 本学に司書・司書教諭・学校司書に関する科目を置く。

第 15 条 司書・司書教諭・学校司書に関する科目を下記の通りとする。

【司書・司書教諭・学校司書に関する科目】（数字は単位数）

生涯学習概論 I	A 2	司	
図書館概論	A 2	司	
図書館制度・経営論	A 2	司	
図書館情報技術論	A 2	司	学司
図書館サービス概論	A 2	司	
情報サービス論	A 2	司	
児童サービス論	A 2	司	
情報サービス演習 A	B 1	司	
情報サービス演習 B	B 1	司	
図書館情報資源概論	A 2	司	学司
情報資源組織論	A 2	司	学司
情報資源組織演習 A	B 1	司	学司
情報資源組織演習 B	B 1	司	学司
図書館基礎特論	A 2	}	
図書館サービス特論	A 2		

図書館情報資源特論	A 2	}	中 2 科目司
図書・図書館史	A 2		
図書館施設論	A 1		
図書館総合演習	B 1		
図書館実習	C 1		
学校経営と学校図書館	A 2	司教	学司
学校図書館メディアの構成	A 2	司教	
学習指導と学校図書館	A 2	司教	学司
読書と豊かな人間性	A 2	司教	学司
情報メディアの活用	A 2	司教	
学校図書館サービス論	A 2		学司
学校図書館情報サービス論	A 2		学司
学校教育概論	A 2		学司

第 16 条 司書・司書教諭・学校司書の資格を取得するためには、図書館法・学校図書館法の定めるところに従い、司書・司書教諭・学校司書に関する科目の単位を修得しなければならない。

第 7 章 日本語教育に関する科目

第 16 条の 2 本学に日本語教育に関する科目を置く。

第 16 条の 3 日本語教育に関する科目を下記の通りとする。

【日本語教育に関する科目】（数字は単位数）

（言語）

日本語学	A 2	日	}	中 4 単位日
日本語文法	A 2	日		
日本語音声学	A 2			
日本語の歴史	A 2			
日本語学史	A 2			
言語学概論	A 2			
言語とコミュニケーション	A 2			
言語の歴史と類型	A 2		}	中 1 単位日
中国語 101	B 1			
中国語 102	B 1			
朝鮮語 101	B 1			
朝鮮語 102	B 1			
日本語表現A	B 1			
日本語表現B	B 1			
日本語表現C	B 1			
日本語表現D	B 1			

（言語と社会）

美しく生きるとは	A 2	}	中 4 単位日
地球と社会の歩き方	A 2		
グローバル化する社会	A 2		
社会言語学	A 2		
日本文化論	A 2		
アジアの言語・文化を知る	B 1		

（言語と心理）

児童心理学	A 2	}
子どもの心理と教育	A 2	
教育心理学	A 2	

教育・学校心理学	A 2	} 中 2 単位日
知覚・認知心理学	A 2	
異文化理解論	A 2	
第二言語習得論	A 2	

(言語と教育)

日本語教授法	A 2	日	} 中 4 単位日
日本語教材論	A 2		
日本語教育学演習 A	B 1		
日本語教育学演習 B	B 1		
情報と社会	A 2		
著作権概説	A 2		
やさしい統計学	A 2		
年少者のための日本語教育	A 2		
日本語教育実習 A	C 1	} 中 1 単位日	
日本語教育実習 B	C 1		

(社会・文化・地域)

日本語教育学概論	A 2	} 中 2 単位日
国際関係論	A 2	
比較文化学概論	A 2	
文学の読み方	A 2	
歴史の読み方	A 2	
サブカルチャー論	A 2	
地域課題とボランティア活動	A 2	

第 16 条の 4 日本語教育施設の教員資格を取得するためには、本学を卒業し、かつ別に定めるところに従い、日本語教育に関する科目の単位を修得しなければならない。

第 7 章の 2 フードスペシャリスト

第 16 条の 5 フードスペシャリストの資格を取得するためには、健康栄養学部健康栄養学科食物栄養専攻を卒業し、かつ第 3 条に規定する科目のうち、日本フードスペシャリスト協会の定めるところに従い、所定の科目の単位を修得するとともに、資格認定のための認定試験に合格しなければならない。

第 8 章 管理栄養士

第 17 条 管理栄養士の免許を取得するためには、健康栄養学部健康栄養学科管理栄養士専攻を卒業し、かつ第 3 条に規定する科目のうち、栄養士法の定めるところに従い所定の単位を修得するとともに、管理栄養士国家試験に合格しなければならない。

第 8 章の 2 栄養士

第 17 条の 2 栄養士の資格を取得するためには、健康栄養学部健康栄養学科を卒業し、かつ第 3 条に規定する科目のうち、栄養士法の定めるところに従い、所定の科目の単位を修得しなければならない。

第 8 章の 3 衣料管理士

第 17 条の 3 衣料管理士の資格を取得するためには、学芸学部化粧ファッション学科を卒業し、第 3 条に規定する科

目のうち、「衣料管理士認定基準」の定めるところに従い、所定の科目の単位を修得しなければならない。

第8章の4 保育士

第17条の4 保育士の資格を取得するためには、児童教育学部児童教育学科を卒業し、かつ厚生労働大臣の定めるところに従い、所定の科目の単位を修得しなければならない。

第8章の5 精神保健福祉士

第17条の5 精神保健福祉士の資格を取得するためには、学芸学部心理学科を卒業し、かつ第3条に規定する科目のうち、「精神保健福祉士法」に基づくところに従い所定の科目の単位を修得するとともに、精神保健福祉士試験に合格しなければならない。

第8章の6 公認心理師

第17条の6 公認心理師試験受験資格を取得するためには、学芸学部心理学科を卒業し、かつ第3条に規定する科目のうち、「公認心理師法」に基づくところに従い所定の科目の単位を修得しなければならない。

第8章の7 スクールソーシャルワーカー

第17条の7 スクールソーシャルワーカーの資格を取得するためには、学芸学部心理学科を卒業し、かつ第3条に規定する科目のうち、「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」に基づくところに従い所定の科目の単位を修得するとともに、精神保健福祉士試験に合格しなければならない。

第8章の8 認定絵本土

第17条の8 認定絵本土の資格を取得するためには、絵本専門士委員会の定めるところに従い、児童教育学部児童教育学科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

第9章 別科

第18条 本学に別科を置く。

第19条 別科は実際生活に即した専門的知識技能を授けると共に、高き知性と豊かな情操とに富む品性高き女性を養成するをもって目的とする。

第20条 別科の修業年限を2年とし、生活専修、被服専修の2専修を置く。

第21条 別科の授業科目を別表（4）の通りとする。

第22条 別科は時間制を採用する。

第23条 別科は毎年春期・秋期の2期に試験を行なう。

第24条 別科に2年以上在学し、必修科目を含み、次表に定める最低履修時間数の授業科目を履修し、所定の試験に合格した者は修了とし、修了証書を授与する。

		生活専修		被服専修
		食物コース	語学コース	
共通科目	最低履修時間数	20	20	16
専門科目	最低履修時間数	28	28	32
合計最低履修時間数		48	48	48

第10章 入学、編入学、退学、休学、復学、原級留置、除籍、転籍及び転学

第25条 入学に関しては下記の通りとする。

- (1) 入学の時期は毎年4月とする。
- (2) 本学に入学することのできる者は高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）、又はこれと同等以上の学力があると認められた者、即ち下記の各号の一に該当する者とする。
 - ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - ⑤ 他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達した者
- (3) 入学の手続は別に定めるところによる。
- (4) 入学志願者に対しては検定を行なう。
- (5) 本学に入学を許可された学生は、常に本学の学生証を所持しなければならない。

第26条 退学及び休学、復学に関しては下記の通りとする。

- (1) 疾病または止むを得ない事故のある時は、学長の許可を得て退学することができる。
- (2) 学生で疾病その他の事由によって、3ヶ月以上修学を中止しようとする者は、学長の許可を得て1年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は1年を限度として学長は休学期間の延長を認めることができる。
- (3) 前項の事由が解消したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- (4) 休学の期間は第4条の在学年数に算入しない。
- (5) 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

第26条の2 進級または卒業の要件を満たしているに関わらず原級に留まることを希望する者にはこれを認めることがある。

第26条の3 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める最長在学年限を超えた者
 - (2) 第26条第1項第5号に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり、行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍した者の最終在学日付は、既に授業料等納付金を納入した学期の末日とする。
- 3 第1項第3号により除籍した者が除籍後2年以内に授業料等納付金を完納し、再入学を願い出た場合は、許可することがある。
- 4 前項により再入学を許可された者の既に履修した科目の単位の取扱い並びに修業年限は教授会において定める。

第26条の4 学生が所属する学部、学科、専攻から、他の学部、学科、専攻へ転籍を希望する場合、転籍先の収容定員に余裕があり、転籍試験に合格したときは、これを認めることがある。

2 転籍試験は、第1年次および第2年次の秋期に行う。

第27条 本学から他の大学へ、もしくは他の大学から本学へ転学を志望する学生で、正当の事由があると認めた場合には許可することがある。ただし、その場合は大学長の転学許可書と共に修業年限、既得単位の証明書によって転籍事実を明らかにしなければならない。

2 前項により、他の大学から本学へ転学を許可された学生には、別に定めるところにより、他の大学において修得した授業科目とその単位数の一部又は全部を本学における授業科目と単位数に換算し、認定することができる。

3 本学を退学した者で、その事由が解消し再入学を希望する者は修業の見込があると認めた場合には許可することがある。

第27条の2 短期大学又は高等専門学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定める専修学校の専門課程を修了した者で、本学に編入学を志望する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、当該学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

第11章 納付金

第28条 授業料、施設費、学籍管理料（以下、この章において「授業料等納付金」という。）、入学検定料、入学金等の納付金については、学校法人樟蔭学園学生等納付金規則に定める通りとする。

- 2 納付金の改定を行なう場合、在学生にもこれを適用する。
- 3 納付金の納付方法等その他必要事項は、別に定める。

第29条 授業料等納付金は、毎年4月、10月の2期に、指定された期日までに納付しなければならない。

第30条 授業料等納付金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。また、退学除籍の者であっても、未納のときは、直ちに納付しなければならない。

第31条 第26条第2号によって休学した者に限り、授業料、施設費に替え、学籍管理料を納付しなければならない。

第32条 授業料等納付金を滞納し、督促してもなお納付しないときは除籍する。

第33条 入学志願者は、入学願書提出と同時に入学検定料を納付しなければ入学試験を受けることができない。

- 2 一旦納付した入学検定料は、理由の如何を問わずこれを返戻しない。

第34条 合格者は、保証書等の提出と同時に入学金等入学手続時納付金を、指定された期日までに納付しなければ、入学を認めない。

第35条 各種資格課程履修に際して必要となる実習費・登録費等の費用、海外演習に必要な費用については、別途これを納付しなければならない。

第36条 別に定める場合を除き、既納の納付金は理由の如何を問わず返戻しない。

第12章 教職員組織

第37条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 11 本学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成するものとする。
- 12 教職員に関する規定は、別にこれを定める

第38条 授業科目は、原則として専任の教授、准教授が担当するものとする。ただし、専任の講師、助教又は兼担、兼任の教授、准教授、講師又は助教が教授会の承認を経て担任又は分担することがある。

第39条 本学において教育上、学術上又は教育行政上の功績ある者には、教授会の推薦により名誉教授の称号を与えることがある。名誉教授推薦に関する規定は、別にこれを定める。

第13章 会議

第40条 本学に教授会を置く。教授会の運営細則は別にこれを定める。

- 2 教授会は、学長、副学長及び本学の専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第40条の2 本学に大学協議会を置く。大学協議会の運営細則は別にこれを定める。

- 2 大学協議会は、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、図書館長、教務部長、入試部長、学生部長、キャリアセンター長、大学事務局長、事務部長その他学長が指名した者をもって組織するものとする。
- 3 大学協議会は、大学の運営に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第41条 本学に委員会を置くことができる。

- 2 各委員会に関する規定は、別にこれを定める。

第14章 収容定員

第42条 本学の定員は下記の通りとする。

学部	学科	専攻	入学定員（名）	収容定員（名）
学芸学部	国文学科	—	60	240
	国際英語学科	—	40	160
	心理学科	—	80	320
	ライフプランニング学科	—	60	240
	化粧ファッション学科	—	120	480
		計		360
児童教育学部	児童教育学科	—	170	680
		計	170	680
健康栄養学部	健康栄養学科	管理栄養士専攻	120	480
		食物栄養専攻	40	160
		計	160	640
別科	生活専修	—	50	100
	被服専修	—	50	100
		計	100	200
合計			790	2,960

第15章 付属施設

第43条 本学に下記の付属施設を置く。

- (1) 図書館
- (2) 寄宿寮及び保健施設
- (3) 附属幼稚園
- (4) 子ども研究所
- (5) 食品研究所
- (6) 食堂および給品部
- (7) 樟徳館、樟古館
- (8) 日本語研究センター
- (9) 地域文化センター
- (10) 大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻附属カウンセリングセンター（心理臨床相談室）

- (11) 大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科人間栄養学専攻附属健康栄養センター（くすのき健康栄養センター）
2 各付属施設の細則は、別に定めるところによる。

第 16 章 科目等履修生・聴講生・特別課程履修生・研修員・外国人留学生

第 44 条 本学の学生以外の者を科目等履修生として、別に定めるところにより、一又は複数の授業科目の履修を認めることがある。

- 2 前項の授業科目としては、学則第 3 条第 4 項、第 12 条、第 13 条の 3、第 13 条の 6、第 15 条、第 16 条の 3 に定める科目の他、以下の科目とする。

ドイツ語 A	B 1
ドイツ語 B	B 1
フランス語 A	B 1
フランス語 B	B 1
中国語 A	B 1
中国語 B	B 1
朝鮮語 A	B 1
朝鮮語 B	B 1

第 44 条の 2 聴講生の取扱に関しては、下記の通り定める。

- (1) 本学の授業科目の一部を聴講しようとする者があるときは、学生定員に余裕がある場合に限り、教授会において資格を判定し聴講を許可することができる。
- (2) 聴講生の入学については第 25 条の規定を準用する。
- (3) 聴講生が希望によりその聴講した科目の試験を受けこれに合格したときは、その科目の履修証明書を交付する。
- (4) 聴講生が在籍した年数及び履修した科目は、大学の正規の課程による在学年数又は履修単位として認定することができない。
- (5) 聴講生は聴講する科目 1 単位につき 10,000 円の聴講料を納付するものとする。聴講料の納付については、学則第 29 条、第 30 条、第 32 条及び第 36 条を準用する。
- (6) 聴講生に対しては、本条に定めるもの以外の学則は準用しない。

第 44 条の 3 学校教育法第 105 条に定める特別課程を履修しようとする者があるときは、選考の上、特別課程履修生として履修を許可することができる。

- 2 特別課程履修生が所定の課程を履修したときは、学校教育法第 105 条に定める履修証明書を交付する。
- 3 特別課程履修生に関する規定は、別に定める。

第 45 条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考のうえ、研修員として許可することができる。研修員に関する規定は、別にこれを定める。

- 2 研修員の研修費は月額 5,000 円とし、当該年度の研修期間について、その全額を前納するものとする。
- 3 研修員に対しては、本条に定めるもの以外の学則は準用しない。

第 46 条 学則第 25 条第 2 項第 1 号に定める資格を有する外国人で、本学において教育を受けることを希望するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学又は一部の授業科目の履修を許可することができる。外国人留学生に関する規定は別にこれを定める。

- 2 前項の授業科目としては、学則第 3 条第 4 項、第 12 条、第 13 条の 3、第 13 条の 6、第 15 条、第 16 条の 3 に定める科目の他、以下の科目とする。

日本語 A	B 1
日本語 B	B 1
日本語 C	B 1
日本語 D	B 1
日本事情 A	A 2
日本事情 B	A 2
日本語・日本文化研究 A	B 1
日本語・日本文化研究 B	B 1

第17章 学年、学期及び休業日

第47条 本学の学年、学期及び休業日は下記の通りである。

- (1) 学年は、4月1日に始まって翌年3月31日に終わる。
- (2) 学年を2期に分ける。
春期は4月1日から9月30日まで
秋期は10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 学年中の定期休業日は、下記の通りである。
 - (ア) 日曜日
 - (イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (ウ) 本学創立記念日 4月28日
 - (エ) 春期、夏期及び冬期休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。
- (4) 学長は、教授会の議を経て休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第18章 賞罰

第48条 学生でとくに学業、操行優秀で他の模範となる者に対しては、これを表彰することがある。

第49条 学生で本学の教育方針に違反し、学生の本分にもとる行為をした者に対しては、学長が教授会の議を経て、これを懲戒することができる。懲戒は訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は次の者に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由なくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

附 則

1 本学則は昭和24年4月1日から施行する。

2～86 (略)

87 この改正は令和2年4月1日から施行する。

88 本則第2条及び第42条の規定に係わらず、令和2年度から令和4年度の大坂樟蔭女子大学の定員は次の通りとする。

令和2年度

学部	学 科	専 攻	入学定員(名)	収容定員(名)	
学 芸 学 部	国文学科	—	60	300	
	国際英語学科	—	40	160	
	心理学科	—	80	320	
	ライフプランニング学科	—	60	180	
	化粧ファッション学科	ファッション学専攻	—	—	180
		化粧学専攻	—	—	180
		—	—	120	120
計			360	1,440	
児 童 教 育 学 部	児童教育学科	—	170	640	
	計		170	640	
健 康 栄 養 学 部	健康栄養学科	管理栄養士専攻	120	480	
		食物栄養専攻	40	160	
	計		160	640	

令和3年度

学部	学 科	専 攻	入学定員(名)	収容定員(名)	
学芸学部	国文学科	—	60	280	
	国際英語学科	—	40	160	
	心理学科	—	80	320	
	ライフプランニング学科	—	60	200	
	化粧ファッション学科	ファッション学専攻	—	120	120
		化粧品学専攻	—	120	120
		—	—	120	240
計			360	1,440	
児童教育学部	児童教育学科	—	170	660	
	計			170	660
健康栄養学部	健康栄養学科	管理栄養士専攻	120	480	
		食物栄養専攻	40	160	
	計			160	640

令和4年度

学部	学 科	専 攻	入学定員(名)	収容定員(名)	
学芸学部	国文学科	—	60	260	
	国際英語学科	—	40	160	
	心理学科	—	80	320	
	ライフプランニング学科	—	60	220	
	化粧ファッション学科	ファッション学専攻	—	60	60
		化粧品学専攻	—	60	60
		—	—	120	360
計			360	1,440	
児童教育学部	児童教育学科	—	170	680	
	計			170	680
健康栄養学部	健康栄養学科	管理栄養士専攻	120	480	
		食物栄養専攻	40	160	
	計			160	640